

2. 事業の概要と成果	
(1) 上位目標の達成度	<p>「スリランカの内戦終了後、トリンコマレ県内の再定住地域で復興されつつある主要産業（農業・酪農業）において、農民が組合を通して自立的に生産から販売に携わる仕組みを確立することにより、帰還民の生計向上を支援し、地域経済の持続的発展に寄与する。」</p> <p>3年事業の最終年である今年次は、協同組合による稲作と精米、酪農と乳製品事業を介した農業生産・販売の拡大・多様化が一層進み、世帯の生計向上、組合員を含む地域社会への利益還元、また組合の将来的な運営課題への主体的な取り組みが、目に見える成果として現れる年となった。</p>
(2) 事業内容	<p>(ア) 精米所運営による稲作農家支援</p> <p>1) カンタレ郡ワネラ村落（1・2年次からの継続）</p> <p>2015年3月に精米所運営を開始してから、マハ期¹に際しては(1)2015年度に計91トン、(2)2016年度に計174トンの稲を回収し、ヤラ期²に関しては、(1)2015年度に計23トン、(2)2016年度には計88トンの回収実績を記録した。</p> <p>今年次の前半、ヤラ期(2)2016年度の収穫に先立って、同組合が地域の3つの農民組合に委託し、乾季中の灌漑を容易にする農道・用水路整備を実施した。これにより、ヤラ期(2)2016年度のみならずマハ期(3)2017年度の収穫にあたっては、干ばつ被害の影響を受けて雨季中も乾季並みの厳しい灌漑条件だったにも関わらず、配水域からの収穫を含む計75トンの回収量を確保することができた。</p> <p>ただし、マハ期(3)2017年度に栽培した伝統米は、気候変動による干ばつ被害を受け、配水のよい土地を栽培地として選定していたにも関わらず、周辺の普通米の稲とともに実ることのないまま全て枯れてしまった。干ばつ被害によるスリランカ全土の米不足を踏まえて、辛うじて収穫できた普通米は、たとえ高値であっても県外の卸売業者には売らずに、できる限り地域の食糧需要を支えられるように努めた。</p> <p>ヤラ期(3)2017年度の収穫・精米は、現在も続けられている。</p> <p>次のマハ期(4)2018年度の栽培では、水不足に対してより耐久性の高い伝統米栽培を試みたいと考えている農家が、例年よりも増えている。ただし先の気候変動では、伝統米でさえも枯れてしまったため、同規模の干ばつに今後も備えるためには、灌漑設備をより強化する必要がある。</p> <p>技術面の支援では、精米機器の操作技術の向上などにかかる研修と、その後のフォローアップを集中して行い、積極的に現場での問題解決を行ったことにより、付加価値の高いスチーム米の生産性が向上し、また生米・スチーム米ともに、精米された米の品質向上が図られるようになった。</p> <p>具体的には、よりよい品質の製品を製造するため、精米運営に携</p>

¹当地の2期作のうち、雨季に行われるメインの稲作期（12月～2月頃）。

²当地の2期作のうち、乾季に主に灌漑施設を利用して行う稲作期（6月～8月頃）。

わる人員（組合員、雇入れ労働者ともに）への機材稼働前の点検・メンテナンスと、機材操作マニュアル参照の徹底を促した。また、事業地周辺地域のスチーム米の嗜好に合わせたスチーム加減のために、組合が自ら機材の一部改造を試み、弊団体のエンジニアがこれに技術サポートを行った。これらの取り組みが組合の自信と自主性、根拠に基づく現実的な運営を促すことになったと考えられる。

今年次は、機材に何かが詰まっていた稼働直後にモーターが損傷を受けるといった初歩的なミスは大幅に軽減した。また、施設内の清掃の習慣も定着している。事業完了時点では、人手が不足し臨時のオペレーターを雇った際などに、機材取り扱いの引き継ぎが適切になされていないことが問題となったが、その後、組合員に限らず従事者間の機械メンテナンス知識を共有し、マニュアル参照の徹底を図ることにより、維持管理能力の強化を図っている。

現在では、弊団体のスタッフがほぼ介入することなく、組合が稲回収・精米計画と販路拡大、会計レビュー等を主体的に行うようになってきている。組合員数は継続して増加し、2017年5月末時点で243名となった（前年次完了時点：203名）。

組合局行政との関係も良好であり、最初のヤラ期(1) 2015年度に受けた貸付金額50万ルピーは、収穫期ごとの順調な返済と再融資を繰り返し、現在では組合局からの資金300万ルピーを定期運用するようになっている。

米だけではない、地元農家を地盤とする組合事業の多角化に向けても変化がみられた。2017年1月、本邦より専門家2名（有機農業、農業機械）を派遣し、組合員の子どもが通学している小中高一貫校にて、有機堆肥づくりの体験や、精米所においては、精米機器等の修理と維持方法を伝授する実践デモを行った。この後、稲作に加えて、有機農法による野菜や果物栽培の規模を試験的に拡大する組合員農家の軒数が次第に増加し、また機材の維持管理や精米所内の衛生保持に関しても、組合理事や作業従事者自らが組合製品の生産性と品質との相関を理解したうえで能動的に取り組むようになった。さらには、稲乾燥機やスチーム米製造機器などの機材を個人業者に貸し出し、徴収した使用料を組合の収益に増し加えるなどの工夫も行われている。

当初の予想以上に活発となったこれら取り組みを最大限に支援するため、今年次に予定していた米粉製造機の供与は組合との協議の上で取りやめ、今後は米そのものの品質向上と有機栽培の促進普及に注力していくことで一致した。

2) ムトゥール郡バラティプラム村落（2年次より開始）

ムトゥール郡の多目的協同組合（MPCS³）との協力により、ヤラ期(1) 2016年度より本格的な精米所運営を開始し、36トンの稲を回収している。スチーム米の精米による本格的なマハ期運営となった(1) 2017年度は、カンタレ郡ワネラ村落と同じく干ばつの影響を大きく

³ Multi-Purpose Co-operative Societies の略で、日本の生協の様な組合。スリランカ全土各郡を拠点とし、Coop Cityなどの小売店運営を初め、様々な事業を手掛けている。

受けたが、組合母体から精米事業に対して充てられた自己資金 60 万ルピーと銀行からの貸付金 300 万ルピーを足し合わせて稲買い取り資金を確保し、バラティプラム村落を含む 5 村落⁴の周辺農家から 68 トンを回収した。

ムトゥール郡の多くの家庭では、生米でなくスチーム米を好んで消費することから、生米を主食とするカンタレ郡よりも高度な仕様の機材投入によるスチーム米の製造研修と、ボイラー取り扱いの資格取得を進めた。並行して、本邦専門家（農業機械）により機材の維持と衛生保持、安全管理にかかる助言がなされ、弊団体スタッフによるモニタリング指導と必要に応じた技術支援を継続して行っている。

2017 年 1 月、精米事業が始まる前に生じていた組合母体の内部問題によって、組合理事が任期を待たずして解散・再編成となった。精米事業については、理事の交代による影響は最小限に留められたが、米粉製造・販売事業については、バラティプラム村落ではなくムトゥール郡の中心地にある MPCGS の所有建物内で運営する計画を進めていたことから、新理事による製造・販売計画の決裁をもって同年 5 月に機材供与を行い、組合側の取り付け費用・労力負担において設置された。

(イ) 牛乳回収センターおよび直売所運営による酪農家支援 (1・2 年次からの継続)

ムトゥール郡チェナイユール村落において、昨年度より継続して、日々の運営で生じる課題を組合員や運営スタッフが主体的に解決できるように働きかけている。2016 年 5 月に新理事が着任した後も、牛乳回収センター兼直売所での人材雇用と育成、会計・衛生管理、安全・防犯対策への取り組みについて、弊団体スタッフが組合理事を巻き込んだ日々のモニタリングと、研修直後のフォローアップを繰り返し行ってきた。衛生管理にあたっては、地域担当の公衆衛生官を牛乳回収センター兼直売所へ招き、理事たちと運営スタッフの双方が現場での研修を受けるなかで衛生指導と助言とを受けた。顧客サービスに関しては、組合理事と牛乳回収センター兼直売所スタッフが、研修の一環としてトリンコマレ中心部の喫茶店を視察訪問し、店内の環境や店員の対応サービス等を顧客として体験することで、自らのサービスの改善につなげる機会を得た。

これらの地道な取り組みの結果、牛乳回収センター兼直売所では、事業開始当初は課題となっていた、取引業者からの支払いの未回収や加工品の材料不足、会計の計算誤りといった問題の解決に時間を取られることは次第になくなり、施設内外の衛生管理の改善や顧客サービスの向上、より付加価値の高い製品とパッケージの開発に注力して取り組めるようになった。

酪農家、組合員への利益還元に関しても、獣医の巡回診療サービスの調整などの技術側面での支援に加えて、世帯の生計に直接貢献す

⁴ Barathipuram, Kilivetty, Mallihaitheevu, Kanguveli, Menkamam

	<p>る組合としての制度設計が、少しずつではあるが具体化している。2017年4月からは、任意契約による牛乳買い取り金の酪農家への前払い制度を導入した。5月末時点では、12世帯の酪農家がこれを利用している。前払い制度の導入により、まとまった額の収入を得る機会の少ない酪農家は、金融機関から利子付きの資金を借り入れることなく生活費を手元に確保することができ、乳牛の追加購入や、野菜や果物・飼料作物の栽培などの新たな生業へ容易に着手できるようになり、その一方、牛乳回収センターは日々の牛乳の安定した供給と効率的な牛乳回収が可能となった。また、現在はまだ、組合自らが組合員や酪農家に対して貸付サービスを提供できるまでには至っていないが、組合が世帯のアセスメントを行ったうえで「十分な酪農経験を有する農家」であることの証明書を発行することにより、新たに生業をはじめの傍らで当座の生活をしのぐ必要が生じた組合員は、銀行からローンを組んで借り入れを行うことができるようになった。</p> <p>今年次は、このように地域への貢献度が増してきたことを踏まえて、2台目の牛乳冷却器の追加設置を行い、今後の取り扱い乳量の増加に備えた機材整備を進めた。</p> <p>これらの地道な努力に伴い、組合員数は次第に増え、2017年5月末には110名に達している（3年間のターゲット：100名）。</p>
<p>(3) 達成された成果</p>	<p>(ア) <u>精米所運営による稲作農家支援</u></p> <p>1) <u>カンタレ郡ワネラ村落（1・2年次からの継続）</u></p> <p>精米所では、3種類の製品（生米、スチーム米、有機伝統米）を製造し、品質とパッケージの改善を重ねて生産性を高めた。(2) 2016年度の運営では、マハ期の収穫で30万ルピー、ヤラ期には70万ルピーの利益をそれぞれ計上した。</p> <p>稲の買い取り価格は、現存の仲買人と競合しながら、政府買い取り価格1キロあたり32ルピーに比して、事業完了時点で42.5ルピーまで上昇した。今年次は、干ばつや急激な物価上昇などの予測不能な外的要因の影響を大きく受けたが、稲の買い取り価格は上昇し、例年通りの収穫量があったと仮定すると農家の収入は増加したと言える。</p> <p>2017年5月末現在、組合は組合法の制度に即した預金制度を用いて、組合員のうち45世帯からの定期預金を預かり受け、これを資金源に加えたうえで、現行の(3) 2017年度の運営に着手している。また、組合員を対象として、銀行よりも好条件の農業資金貸付を審査基準に照らしたうえでを行い、今年次は31世帯がこの制度を活用した。これらの成果から、精米事業を中核とする組合活動の運営は、組織マネジメント、人材、会計、維持管理の面で既に一定の確立を見ることができたと言える。</p> <p>有機農業に関して、本事業では専門家派遣を通して、コミュニティベースの内発的な努力を引き出すよう試みてきたが、今年次はより具体的な成果が見られはじめた。組合は、組合局担当官を通じた地域行政との協力のみならず、組合員を通して、2015年より全国</p>

的に展開されている有機農業政策 (Toxin Free Nation: 農薬/毒薬のない国づくり) の潮流に沿った取り組みにも寄与している。組合員の中から何軒かの農家が、上の政策に基づく有機農業研修を受講し、有機農業普及員として、地元の材料を用いて製造した高品質な有機堆肥を安価で販売するようになっている。また他の組合員に高品質な堆肥づくりのノウハウを伝えることによって、有機農業による野菜や果物栽培に着手し拡大し始める農家が、少しずつではあるが確実に増えてきている。

特に良質の有機堆肥を製造している農家は、固形肥料だけでなく、液肥や防虫薬も独自の手法で開発し、その効能を地元のテレビ番組でも紹介されるなどしながら、同地域における有機農業の普及に貢献してきた。これらの動きを受けて、まずは自宅近くの家庭菜園から上記の有機農業の手法を取り入れる農家が次第に増えている。消費者としての理解が地域内で高まってきたことに伴い、市場への農作物の流通も、例えばまとめ売りによる県外市場 (ダンブッラの卸売市場) への依存だけではなく、小規模ながらも郡内・県内において有機野菜や伝統米などの栄養価の高い、あるいはキノコなどの希少価値の高い農作物を売り込んでいくことにより、市場を開拓し利益を得る取引成功例が徐々に見られはじめている。

2) ムトゥール郡バラティプラム村落 (2 年次より開始)

今年次は干ばつによる不作の影響により、米の市場価格が高騰しないように政府の規制が設けられ、これに伴い稲の買い取り価格も、ナドゥ種 32 ルピー/Kg、サンバ種 38 ルピー/Kg の安値からはじめてマハ期 (1) 2017 年度の運営に臨むこととなった。このため、事業の進捗に伴う稲回収価格の上昇が必然的に事業完了時点まで先送りとなる形となり、5 月末現在、ナドゥ種 40~42 ルピー/Kg、サンバ種 41~43 ルピー/Kg の稲回収価格で推移している。このため、干ばつ被害の影響を取り除いた形で、精米事業の成果としての稲買い取り価格の上昇を評価することは現時点では難しいが、仲買人の買い取り価格が、稲の品質にもよるが事業開始前は 18~23.5 ルピーが相場であったことを考慮すると、バラティプラム村落を含む 5 村落の農家にとって、現在では適正な価格での稲回収を利用する選択ができるようになったということは、一定の成果に値すると言える。

事業期間中に、稲の生産者売値が少なくともナドゥ種で 8 ルピー、サンバ種で 3 ルピー上昇したことにより、例えば干ばつの深刻な被害によって一農家あたり通年の 4 分の 1 の収穫 (約 1,000kg⁵) だったとしても、ナドゥ種の栽培農家は 8,000 ルピー、サンバ種の栽培農家は 3,000 ルピーの収入がそれぞれ向上したと言える。

スチーム米を主力製品とする米の販売先も、MPCS の直売店だけでなく地元の小売店 2 箇所以上にも販路を拡大し、「ムトゥール米」の商品名と、トリンコマレ沿岸地域の歴史を象徴する真珠のデザインを米に見立てたロゴとをパッケージに施して、ムトゥール郡を主と

⁵稲作耕作地 1 エーカーにつき、籾米 68kg の入る袋 x30 袋=約 2,040kg が収穫される。事業地の平均耕作面積は 2 エーカーであることから、干ばつ等の被害を受けなければ毎年約 4,000kg の収穫が見込まれる。

する地元の消費者の支持を着実に獲得している。

MPCS という大規模な組織母体を持つ本精米所では、事業当初より、供与機材の減価償却費を算出して支出に含めた形で、収穫期ごとの事業計画を立案・決算している。最初の本格的な精米所運営となったヤラ期(1)2016 には 2 万ルピーの赤字となったが、次のマハ期(1)2017 には早くも黒字に転じ、12 万ルピーの利益を計上した。

(イ) 牛乳回収センターおよび直売所運営による酪農家支援 (1・2 年次からの継続)

今年次は、既に 2 年次より製品化している 6 品目⁶の販売を安定的に継続しつつ、特に後半は各製品の製造過程での衛生条件の改善と品質向上に注力した。地域担当の公衆衛生官による衛生研修の指導内容を踏まえて、牛乳回収および付加価値製品製造スペースにビニールカーテンと網戸を追加設置し、同時に組合は、別の支援団体⁷よりアルミ製の牛乳缶 65 個の供与を獲得して、これまで中を確り洗浄できないペットボトル等を用いて生乳を運んでいた酪農家に提供することができた。取り扱い乳量も次第に増え、現在は季節変動の波はあるものの、牛乳・水牛乳合わせて一日に 300 L 前後の生乳を回収し加工・販売する流れが定常化してきている (2 年次の平均回収量は、牛乳・水牛乳合わせて約 150 L/日)。

直売所では、施設内だけでなく排水路を含む屋外の清掃を定期化し、ガーデニングを施して景観を整えた。顧客サービス対応にも改善が見られ、笑顔をもって来客を迎え入れる姿勢が常となった。事業開始当初は、直売所の顧客や隣の市場へ来訪した住民がごみを投棄したり、周辺の住民が白昼さなかに敷地内に侵入し、水道の水や庭木が持ち去られるなどの被害が報告されていたが、次第にこのような事象は減少または最小限に留まるようになり、現在では、組合理事およびスタッフとも、モチベーションを外部条件にくじかれることなく事業活動に取り組めるようになってきている。

販売活動にあたっては、引き続き、乳製品だけでなく地元産のパイヤやスイカなど、組合ととの合意のもと農家が直接フルーツ等持ち込み販売し、相乗効果で双方の売上額が上がった。但し、今年次の在庫を含めた月平均利益は、2 年次の約 11,000 ルピーからは増加して約 28,000 万ルピーとなったものの、在庫の商品価値を会計から差し引くと、辛うじて少額の利益が得られるだけの状態が続いている。今後、組合は、取り扱い乳量の増減する季節ごとに採算を合わせながら、生産性に見合ったスタッフ人数の雇用や、能力と売上の貢献度に応じた給与額の設定などを、とりわけ慎重に進めていく必要があると考えられ、弊団体スタッフが引き続き、各関係機関・団体とも互いに連携しながら、密な事業支援とモニタリングを行っていく。

地元行政との協力体制については、下記の課題が残った。1・2 年

⁶ アイスクリーム、ホットミルク、ミルクトフィー、アイスキャンディ、カード、ギー (カードを製造する際に副産物としてとれる食用油)

⁷ Offer Ceylan (NGO) により供与された。

	<p>次の乾季中に実施した地元の幼稚園への牛乳提供は、今年次も実施し、ムトウール郡行政事務所からの支払いを受けることができたが、その後の政府予算が園児の給食のために配分されておらず、2017年の乾季中にも組合から牛乳を提供できる見通しは、現在も立っていない。幼稚園では、母親が持ち回りで茹でた豆などを園児全員の朝食として準備し、朝食の習慣およびわずかな栄養を確保できるに留まっている。今後引き続き、地元行政との対話の積み重ねと、状況に応じた対処を検討する必要がある。組合局、畜産局との協力および組合と組合員・酪農家の間の信頼関係の構築については、双方のコミュニケーションの積み上げが、課題に応じて良好に行われている。</p>
--	--